

# 第2次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画概要 (平成22年度～平成26年度実施)

## 計画の概要

### 計画策定の目的

- ・前計画で平成21年度までに不法投棄通報件数400件を目標として施策に取り組んできたが、年々不法投棄通報件数は減少傾向にあるものの、未だ不法投棄が絶えない状況にある。
- ・このような現状の中、社会情勢等を踏まえながら総合的な施策・事業を進めるための計画を策定し、地域の良好な環境保全を推進する。

### 計画の位置付け

- ・「宇都宮市環境基本計画」の廃棄物分野の部門別計画

### 計画の対象とする廃棄物

- ・市内全域における散在性ごみから大型ごみまでのあらゆる廃棄物の不法投棄を対象とする。

### 計画のめざすもの

- ごみのないきれいなまち宇都宮
- ・市民、事業者、他行政機関、市が、それぞれの役割・責任を十分に果たし、廃棄物を適正に処理することで「ごみのないきれいなまち宇都宮」の実現を目指す。

### 目標（不法投棄通報件数）

実績値636件（平成20年度）  
⇒ 300件（平成26年度）

### 計画の期間

・5年  
(平成22年度～平成26年度)

## 現 状

### 社会的背景

- ・リサイクル関連法の施行に伴い、さまざまな廃棄物が再資源化され、資源の有効活用に寄与している。
- ・エコポイント制度により家電の買い替えが進んでおり、地上波デジタル放送完全移行によりテレビの買い替えも進んでいる。
- ・警察との連携により、大規模な事案や悪質な事案が減少しつつある。
- ・市は、平成19年から事業系ごみを有料化した。また、平成22年度からはプラスチック製容器包装の分別収集を開始する。

### 取組の現状

- ・「宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」や「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」により、各主体が以下の取組を行っている。

#### 1 市の取組

- ・市内39地区のうち、周辺14地区で地域住民が取り組んでいる監視活動に対し、市は支援している。
- ・「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、ポイ捨て禁止等を指導している。また、土地所有者等に土地の適正管理を指導したところ、柵の設置や看板の設置、ロープを張る等の対策が講じられた事例がある。
- ・監視カメラの設置や民間警備委託による監視が、不法投棄の減少につながっている。
- ・職員が、外務時に、ステッカーを貼った車両により監視パトロールを行ったことで、市民の不法投棄防止の意識高揚が図られている。
- ・市民と市、事業者と市、他行政機関と市の連携は図られているが、効果はまだ十分とはいえない。
- ・引越ごみ対策として、不動産業者に転居者への啓発チラシの配布を依頼したり、広報紙や出前講座によって啓発を行っている。

#### 2 市民、事業者、他行政機関による取組

- ・市内周辺14地区では、地域まちづくり組織が、監視活動や地域清掃活動に取り組んでおり、市民の不法投棄未然防止についての意識高揚が図られている。
- ・市民と事業者及び他行政機関が連携して監視活動等を行っている。

### 市域における不法投棄の現状

- ・不法投棄物は一般廃棄物が約9割を占めている。
- ・テレビの投棄増加など社会的背景の変化が不法投棄件数に影響している。
- ・3月～5月の引越し時期に、依然として不法投棄が多い。
- ・「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」制定後は、市内中心部のポイ捨てごみが減少している。

## 課 題

### 1 廃棄物の適正処理推進

- ・テレビの不法投棄増加が懸念されることから、テレビ投棄への対策が必要である。
- ・3月～5月にかけての引越し時期の不法投棄対策を、さらに強化していく必要がある。
- ・「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」について、市内全域での啓発・指導を強化する必要がある。
- ・廃棄物分別の労力や処理費用を惜しむ排出者が、不適正処理を行っている傾向があることから、市は、排出者に対する廃棄物の適正処理意識の啓発をする必要がある。

### 2 監視パトロールによる不法投棄未然防止

- ・市民、事業者、他行政機関、市における監視パトロールのさらなる強化が必要である。
- ・市は、監視カメラや民間警備委託により、効果的な監視を行う必要がある。

### 3 市民等による不法投棄未然防止活動

- ・市内全域において、市民等による自主的な不法投棄未然防止活動が取り組まれるよう、中心25地区に対しても体制整備に向けた働きかけを行うとともに、物品貸与や集積したごみの撤去等、活動に対する支援も行っていく必要がある。

### 4 市民、事業者、他行政機関、市の連携

- ・各主体が、不法投棄が発生した場合に早期対応できるように、市は、各主体相互の連絡体制を強化する必要がある。
- ・各主体の取組拡大と相互が協働での取組が行われるよう支援していく必要がある。

### 5 土地の適正管理による不法投棄未然防止

- ・土地所有者等に対する不法投棄未然防止対策の意識啓発や指導を強化していく必要がある。

## 具体的取組

### 1 適正処理の推進

#### (1) 適正処理意識の醸成強化

- テレビや引越しごみ投棄の対策として、家電量販店や不動産業者に対して、顧客等へ廃棄物の適正処理の啓発チラシを配布するよう依頼する。
- ・美化推進重点地区を含めそれ以外の地区についてもポイ捨ての禁止等について指導する。
- ・廃棄物の適正処理の周知、啓発を行う。

#### (2) 排出事業者等に対する指導強化

- ・産業廃棄物多量排出事業者への立入調査・指導を強化する。

### 2 不法投棄の未然防止

#### (1) 不法投棄多発地点等における監視強化

- 市職員や各機関に対し、外務時の監視活動へ取り組むよう働きかける。
- ・不法投棄の発生状況や市民からの要望を基に効果的な場所を選定し、カメラの移動や民間警備委託の監視を実施する。

#### (2) 土地所有者等の管理意識の醸成強化

- ・不法投棄意識啓発看板を配布・設置する。

#### (3) 市民・事業者、他行政機関との連携強化

- 市内中心25地区に対し、不法投棄未然防止の取組を地域まちづくり組織の取組として位置付けられるよう市は働きかけ、体制の整備・充実への支援をする。

- 地域特性に応じて市民、事業者、他行政機関が連携して取組が行われるよう、市は、働きかけていく。

### 3 不法投棄の拡大防止

#### (1) 早期発見・早期対応体制の整備

- ・市民、事業者、他行政機関に「不法投棄対応マニュアル」を徹底し、不法投棄についてより効率的な対応を図る。

#### (2) 迅速な原状回復

- 「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、土地の所有者等に対し、指導文書やチラシ等により、土地の適正管理についての指導を徹底する。
- ※「■」については重点的な取組とし、他の既存の取組についても継続し、熟度を上げていく。

## 計画の推進

### 1 計画推進の考えかた

- ・市民、事業者、他行政機関、市が相互に連携を図り、計画を着実に推進する。

### 2 推進体制及び進捗管理

- ・宇都宮市不法投棄未然防止推進委員会（庁内連絡組織）と宇都宮市不法投棄未然防止連絡協議会（庁外関係組織）により本計画の進捗管理を行い、計画を着実に推進するとともに、その実効性を高めていく。また、必要に応じて、計画の見直しを行う。